

回覧※重要なお知らせです。医師国保加入者（従業員含む）皆様に回覧願います。

栃木県医師国保組合加入の皆様へ

令和5年4月

令和5年度保険料改定はありません

～ 令和4年度保険料と同額です ～

令和5年度保険料（令和5年5月から令和6年4月までの口座引取り分）は、令和4年度と同額です。引き続き当組合の事業運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【一人あたり月額：円】

区分	①医療給付費分保険料	②後期高齢者支援金分保険料	③介護納付金分保険料（40～64歳）	④後期高齢者組合員分保険料（75歳以上の医師）	合計月額		
					40歳未満及び65～74歳（①+②）	40～64歳（①+②+③）	75歳以上（④）
第1種組合員（医師）	40,000	7,000	4,800	—	47,000	51,800	—
第2種組合員（従業員）	12,000	3,500		—	15,500	20,300	—
第1・2種組合員の家族	5,500	2,400		—	7,900	12,700	—
後期高齢者組合員（医師）※75歳以上の方	—	—	—	3,000	—	—	3,000

※世帯ごとの月額上限額 77,000円

《 保険料のご案内とお知らせ 》

- ① 保険料は第1種組合員（医師）の指定口座より、当月分の保険料を翌月の23日頃に毎月（4月分は5月に、5月分は6月に）引去ります。第2種組合員（従業員）も医師国保に加入している場合は、第2種組合員とその家族分の保険料を第1種組合員世帯と合計して引去ります。
- ② 年度当初の「保険料決定通知書」は、毎年5月中旬、引取り口座単位に代表の第1種組合員（医師）様あてへ、各組合員の世帯分保険料を明記したうえご自宅へお送りします。
- ③ 毎月末日の人数で保険料を決定しますので、それ以降に異動（加入・喪失）があった場合は翌月に調整します。
- ④ **未就学児の保険料について**、国の政策である「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入」に基づき、**11月30日を基準日として対象世帯に対する保険料の減額を実施**します。該当の未就学児は、基準日以降に第1種組合員（医師）様あてへお送りする「保険料決定通知書」でご確認ください。
- ⑤ 保険料は、賞与等で収入増の場合でも、産前・産後・育児休業等で収入減の場合でも上記月額保険料です。
- ⑥ 「自家診療レセプト請求の自粛」をお願いします。これは、医師国保組合加入者が所属する事業所で診療（院内・院外処方薬剤含む）した医師国保組合加入者のレセプト請求を自粛していただくものです。*ただし、新型コロナにかかわる診療の一部は請求可（ホームページ参照）
- ⑦ 出産育児一時金を42万円から**50万円**に令和5年4月から改定します。

【お問い合わせ先】 栃木県医師国民健康保険組合
〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4 階
TEL : 028-622-4378 FAX : 028-625-9703
<https://www.tochigi-ishikokuho.or.jp/>